



冬季団体ツアー促進事業補助金申請要領

富山県では、首都圏、関西圏、中京圏等から冬季にも切れ目ない送客を促進するため、冬季団体ツアーに対して補助を行います。

1 補助対象者

旅行業法第3条の規定に基づく登録を受けている旅行業者

2 補助対象事業

次の(1)から(10)の全てを満たす募集型企画旅行商品であることを条件とします。

- (1) 首都圏、関西圏、中京圏等を発着地とし、富山県内に事業所を有するバス事業者を利用し、バスの出発地・帰着地のいずれかは富山県とする募集型企画旅行であること。
- (2) 令和6年12月1日から令和7年2月28日までの間に催行されるものであること（ツアーの出発日、帰着日いずれもこの期間内であること。）。
- (3) 富山県内に1泊以上宿泊すること。
- (4) 富山県内の有償観光施設に2箇所以上立ち寄ること、又は、宿泊とは別に1食以上富山県内の飲食施設を利用すること。
- (5) 広く商品流通できるものであること。
- (6) 学校行事として実施する旅行、国・地方自治体・公的団体が実施する会議、研修旅行、宗教活動・政治活動を目的とした旅行でないこと。
- (7) 富山県及び公益社団法人とやま観光推進機構の他の補助金を併用したツアーでないこと。

3 補助対象期間

令和6年12月1日～令和7年2月28日

4 補助金の交付額

1名1泊当たり 1,000円 1社当たり 50,000円
予算に達した場合、終了することがあります。

5 申請方法等

申請書類を作成のうえ、下記申請先へメール又は郵送してください。

【申請書類】・補助金交付申請書

・ツアー行程表又は企画書もしくはこれに準ずるもの

※申請要領・申請様式は、県のホームページからダウンロードできます。

【提出期限】 令和6年9月30日（必着）

※事業実施による集客効果等について審査を行い、修正を加えて補助金の交付の決定をする場合があります。

申請・お問合せはこちらまで

[メール送付先]

akankoshinko@pref.toyama.lg.jp

[郵送先]

富山県 地方創生局 観光振興室 観光戦略課 情報発信・誘客促進担当
(〒930-8501 住所不要)

[問い合わせ先]

TEL : 076-444-3517

FAX : 076-444-4404